

令和6年度第4回八戸市中小企業・小規模企業振興会議 会議録

日 時 令和6年7月31日(水) 10時00分～11時10分
会 場 八戸市庁別館2階 会議室C
出席委員 別紙「出席者名簿」のとおり
事務局 別紙「出席者名簿」のとおり

- 次 第
- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 審議案件
 - ・中小企業振興条例に基づく助成制度の論点への対応について
 - 4 その他
 - 5 閉会

次第1 開会

事務局： 本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

案内の時刻となりましたので、ただいまから、「令和6年度第4回八戸市中小企業・小規模企業振興会議」を開催いたします。

本日は、委員15名のうち、過半数の13名が出席しておりますので、「八戸市中小企業・小規模企業振興会議規則」第4条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

次に、本日の会議資料を確認いたします。

本日の会議資料は、事前に送付しておりました、次第、出席者名簿、席図、資料1から5及び第2回会議から使用しております基礎資料1から5でございます。資料の不足等がありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。会長、よろしく願いいたします。

次第2 会長挨拶

事務局： 会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。以後の議事進行は、会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

次第3 審議案件

会 長： それでは、次第に基づき議事を進行してまいります。
本日の議事は、審議案件を1件予定しております。

それでは審議案件の「中小企業振興条例に基づく助成制度の論点への対応について」、資料に沿って、事務局から説明をお願いします。

〔事務局から資料1、2、3に基づき説明〕

会 長： ただいまの説明に対して、御意見や御質問はございませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので、引き続き、事務局から説明をお願いします。

〔事務局から資料4、5に基づき説明〕

会 長： ただいまの説明に対して、御意見や御質問はございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

委 員： 資料4の2ページ目の共同施設設置事業についてなのですが、まず1つがですね、加算、インセンティブをつけるというのは、今、補助金なんでもありますけれども、ここにもあります事業継続力強化計画とか策定するとポイントつきますよ、とか。それと、資料にもありましたけれどもパートナーシップ構築宣言も補助金のものについて、国がそちらの方にもっていきたいということで、インセンティブをつけるという流れがあって、それと同じようにして事業継続力強化計画とかの策定でポイントをつけるというのは非常にわかるのですけれども、3番目の賃上げに関してなんですけれども、協同組合に、例えば構成員が50～60社いる場合に、その半数以上が賃上げに取り組んでいるという証明が非常に難しいのではないかということと、ちょっと、その資料が個人情報というか、どこまで提出に協力してもらえるのかなということも非常に不透明なので、ここはちょっと、協同組合に関しては、個社はもしかしたらよいのかもしれませんが、協同組合としては、ちょっとふさわしくないのかなと思っております。

それから、③助成内容について、ただし書きがありますけれども、除外されるものとして研修・情報提供施設というものがあって、協同組合というのは実施事業の中で教育情報事業をやりますというのは定められていて、県や市から認可されてその事業をやりますよ、ということをやっているのに、そこが除外されてしまう。あと、外国人の研修生の話がありましたけれども、今、実習生のいる組合というのが、組合事務所を研修施設として、外国人の日本語教育とかですね、いろんなことをやるという施設ということになっているので、研修・情報提供施設を除外されるのは、いかがなものかなと思います。あと、福利厚生施設に関しても、イメージが幅広く色々あるかと思えますけれども、例えば、組合が女性の経営者・労働者が多いなということで女性雇用促進をどうするという話でいった場合は、この2ページ目の（共同施設設置事業）ではなくて、5ページ目の（働きやすい職場づくり）方に福利厚生についての事業を持っていけばよいということ、では例えば、組合事務所を新しく作りますと言って、そこに女性雇用促進に対応した何かがありますよ、という時はそこだけ対象にしますということになるのかなという質問があります。

すみません、先ほどの研修・情報提供施設は、インセンティブでBCP（事業継続力強化計画）をつけるのであれば、組合の事務所というのは災害対策拠点にもなるので、事務所を一律対象外とするのはやめてほしいということを改めて述べさせていただいて、終わりとします。

会 長： ありがとうございます。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局： いただいた質問ですけれども、例えば、その組合の施設として、会館ですとか一体的に整備する時に、例えば女性の雇用促進に資する施設とかについて助成の対象となるかということですが、制度設計がこれからということもありますけれども、面積割ですとか、そのような形で対象にできるのではないかと考えております。

1点、補足でございますけれども、1番最初にあった賃上げの件につきましては、前回の会議で委員から各団体にヒアリングをしてはどうかというお話がありまして、それをこれから実施しますので、その中でどういうやり方ができるのか、当然、御意見を聞きながらですね、詳細の方を設計してまいりたいと考えております。

会 長： はい、賃上げのところはヒアリングするというので。対象とする施設のところについてはどうですか。

事務局： 対象施設の件に関しましては、組合の事務所そのもの自体なのですけれども、ここは事務局内でも色々な議論になったところでございまして、まず事務所だけに関して言うと、実は資産税の課税免除といいますか、非課税になっているという優遇措置が既にあるというところで、今回対象外にしてもよいのではないかとこのところで考えておりました。また、それ以外の、研修・情報提供施設でありますとか福利厚生施設につきましては、先ほどの委員からの御発言にもありましたけれども、5ページ目の働きやすい職場づくりの方で、面積按分等々で助成対象とできるような、意欲があるところには助成できるような制度としていければと考えておりました。

ちょっと、組合事務所に関しては、非課税措置が既にあるというところ、若干弱いところではあるのですけれども、逆に、課税されているところとの差別化というところで今回外しておこうかなという風に考えているところでございます。

会 長： はい、他にありますか。はい、どうぞ。

委 員： 先ほどお話があった中のちょっと続きなのですけれども、資料4の2ページ目の見直し後の助成制度（素案）の中の、⑤iv：団体所属企業の半数以上が、という部分について、おそらく半数以上となると有名無実化になってしまうのではないかと思うので、かなりハードルが高くなってしまいますので、半数となると。一般的に共同施設を作る団体というのに何社くらいが所属しているのかにもよるかと思うのですけれども、例えば複数もっていればよいとか、何パーセント以上もっていればよいとか、そういう程度の線引きにした方が、最低2社で何パーセントとか、そういう風にした方が実効性のある内容になるのではないかなど。あと、等とつけてしまうと、あれはどうなんだこれはどうなんだとなってしまいます。県や市町村ももしかしたら民間団体の何かそういう認定制度を持ち出されてしまうと、窓口がとても困ってしまう可能性があるもので、例えば国や県が定めた働きやすい制度の中で、別記にするとか、条例で定めてしまうと変更の際にまた一大作業となってしまうと思うので、別に定めるとすれば市長が認めるもの、スタートは4つでいいと思うのですが、中小企業庁の方でもし良いのがあれば入れていただいてもいいと思うのですけれども、プラスアルファで良いものを入れていただいたり、ただ民間団体については、色々な団体で色々な認定制度を作ったりしていて、悪用の可能性もゼロ

ではないと思いますので、できれば線を引くという意味で、国とか県の制度であれば概ね客観的にも説明できるので良いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

会 長： はい。認定取得はこの地域では半数以上というのは、なかなかハードルが高いですね。事務局からお願いします。

事務局： はい。いただいた御意見、ありがとうございます。御意見を踏まえまして、線引きの仕方ですとか、ハードルの部分というところを検討させていただきたいと思います。

会 長： はい、ありがとうございます。それでは次の御意見、どうぞ。

委 員： 資料4の6ページなのですけれども、課題解決モデル企業というのは、目的のところはモデル企業を重点的に支援するというところで、これは、もう要件のiからivがクリアになったところをモデル企業として、より一層の企業成長に対する契機を与えるということでしょうか。

事務局： はい、お見込みのとおりです。

委 員： そうすると、今後、要件をもっともっと満たして、それなりの勢いになりたい、みたいな企業が出てくるようなことを期待するという意味も込められているということでしょうか。

事務局： はい、お見込みのとおりです。

委 員： はい、わかりました。それを聞きたかったです。

会 長： ありがとうございます。6ページに関しては、認定取得に関する「等」の扱いが2ページ同様ですよ。

委 員： そうですね、こちらだとまだ、市長が認めるものとあるのでいいかなとは思いますが。

会 長： はい、他に、どうぞ。

委 員： ちょっと今の御意見に関連するのですが、資料4の6ページの要件については、全てを満たさなくてはいけない、例えば、うち3つ満たせば大丈夫とかそういった考えはとらないという理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい、現段階では4要件すべて満たす必要があると考えております。

委 員： かなり厳しいのではないかなと思いましたので、念のための確認でした。
もう1点がですね、新設される5ページ、6ページの補助金につきましては、公募制ということで、他のものは当初予算に計上とか、あるいは案件の発生に応じて予算措置となっているのですが、新設の補助金は、枠予算といった形で当初予算計上され

るような理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのあたりについては、これから財政部局との交渉となりますので、現段階では不明確でございます。

委員： わかりました。あと、もう1点だけお願いします。資料4の5ページ、⑤助成率のv事業承継を契機に実施する場合、に加算を手厚くするというのは私ども賛成なのですが、この契機というのをどのような考え方をされるのかな、と。例えば、承継後何年以内とか、どの辺まで認めるのかということについて、今の段階で想定がありましたら教えていただければと思います。

事務局： この点につきましては、国の事業承継補助金を参考として設計したいと考えております。

委員： 承知しました。ありがとうございます。

会長： それでは、他に、はい。

委員： 確認だったのですが、現在市のホームページに載っている中小企業振興条例に基づく助成で、今、変更点とかありますけれども、現在公募している新事業に対する助成は無くなるのですか。技能者の養成に対する助成というのは資料4の4ページにあって、5ページと6ページが新設になっていますけれども、前あった新事業に対する助成というのはどういう感じになるのでしょうか。変わったのですか。

事務局： はい、資料4の3ページを御覧いただきたいのですが、下段に新事業活動ということでございまして、こちらについては見直し後のところで、条例からは除外しますが、一般の要綱補助制度として継続ということを考えております。

委員： そうなるとですね、本会議では、条例に基づくお話をしていると思うのですが、その他になんというのですかね、市は様々な中小企業に対する、助成ではなく補助金というのがありますよね、そちらもリンクというか、何があるのかというのがわかるように一体となっていた方が、前回の資料で国や県の補助金を一覧にしたものがありましたよね。あれらと、今の我々が議論している助成制度の位置づけとかが分かった状態で示されないと多分、どれが抜けていて、どれが別の補助金でカバーされているとか、そういうことがトータルで分かった方が、ひょっとしたら皆さんの意見も。先ほども言ったとおり、どの事業をどの補助金で賄っているとか、そういったことが分かりやすい方がとちょっと思いました。以上です。

事務局： 私の方から説明させていただきます。先ほど担当から説明させていただきましたけれども、条例に基づく助成と、条例に基づかない、いわゆる要綱で細部を決めて補助金を交付する、市の方では大きく、中小企業者向けには、2種類があるわけございまして、当然、条例に基づく助成制度の方が、議会の議決を経て交付しますので、位置づけとしては重いものということになります。条例に基づくものは重要性が高いものですから、先日の会議の場で、ある程度規模の大きいものを条例に基づく助成制度にしましょうと

ということで、本日も担当の方から説明させていただきましたけれども、事業規模が一定程度、具体的には一千万円以上のものは条例に基づく助成制度にしましょうという風に御説明させていただいたところでございます。一方で、要綱に基づく助成制度というのは、我々の今の考え方としては、一千万円未満のものに関しては、要綱に基づく助成制度にしましょうということにしておりまして、先ほど委員の方からお話のありました新事業活動につきましては、基本、事業費規模で言うと、五百万円前後の規模になりまして、一千万円という基準に到達しないというものになりますので、要綱に基づく助成制度にするという風に考えているものでございます。

また、もう1点、他にどういった制度があるのかということ全体を示した方がいいのではないかとのお話がありましたけれども、その点につきましては、実は前回の会議で、国・県・市それぞれどういった助成制度があるのかということをお示ししておりましたけれども、そちらが現行の内容となっておりますので、委員からお話のあった、変わったとすればどう変わったのか、全体が見えるような資料に更新してですね、次回の会議までにお示しできるようにしたいと思っております。以上でございます。

委員： そのようにしていただくのがいいかと思えますけれども、多分、市のホームページをぱっと見た時に、今言った規模感とかはわからないのですよ。個人事業主とか従業員何人かしかいないとか、売上一千万円とか二千万円とか、そういったことが全然書いていないから、どれに自分が該当して、どの事業を使えるかが分かりづらく一緒くたになっている状態なので、助成とか補助金というのは我々でもどっちの話だみたいなこともあると思うので、そこらへんが少し分かりやすく表記してあると、自分は小さい事業所だけど、事業を使ってみようかなとかなるのかなと思うので、見せ方の問題かなと思うので、その辺は工夫するといいいのではないかなと思いました。以上です。

事務局： ありがとうございます。情報発信のあり方につきましては、前回の会議で委員から強化するよというお話がありましたので、そういったことも踏まえて、委員の今の御意見も踏まえて、見直し後、来年度になると思えますけれども、情報発信の強化というのを併せて進めていきたいと思えます。以上でございます。

会長： それでは、他に、はい。

委員

： とりまとめありがとうございました。資料4の2ページ、共同施設設置事業について、質問したいと思えます。前回の意見内容のとりまとめのところ、この事業の助成については、建物にも使えるなかなか貴重な振興事業というところと、利用件数も見込めるということだったので、ヒアリングは十分に行って、設計していきましょうという御意見があったと思えます。先ほど委員の方から、組合事務所、研修・情報提供施設などが対象外となるところについて、御発言があったかと思うのですけれども、私の方から土地取得費のところについて、こちらの方も対象外になっているかと思えます。こちらがなぜ除外になったのかというところが前回の意見のところからは読み取れなかったもので、どういった経緯で除外になったのかというところを質問したいと思っております。

事務局： 御質問ありがとうございます。私の方で説明不足でしたので改めて御説明いたします。

まず、土地ですけれども、国等の補助制度で土地を補助対象としているものがあまりない、どうしてなのかと調べたところ、土地というのは、ある程度土地を買います、そこに建物を建てますとなった時に、土地の 100 パーセントに建物を建てるわけではなく、駐車場やごみ処理施設等が設けられ、100 パーセント補助事業の用に供するための土地と言い切れないという風なことがあります。過去にこの助成の中で、土地を使ったというのが無かったということがありまして、その点を踏まえて、今回除外ということにさせていただきました。以上でございます。

委員： はい、わかりました。ありがとうございます。過去に利用実績があるのであれば、ヒアリングも慎重にさせていただきたいなと思って発言させていただきました。

あともう 1 点なのですが、資料 4 の 6 ページ、課題解決モデル企業の新規創設されたものについてです。こちらを見て、課題解決のモデル企業を振興しましょうというのはすごく良いなと思ったのですが、課題といっても様々あるのかなと思ひまして、見直しの方向性とか見直し後の助成制度のところを見ても、企業課題・社会経済課題・地域課題と「課題」とつく単語が 3 つありまして、どういった課題に重点を置いた企業を振興しようとしているのかというところが少し分かりづらいなというところがありましたので、その整理をしていただけると非常に良いのかなと思ひました。

事務局： はい、わかりました。整理して、表現の仕方を見直したいと思ひます。

会長： それでは、他に、はい。

委員： 新しいところ、働きやすい職場づくり・課題解決モデル企業がありますが、その他のところで、事業としての波及効果とですね、例えば採択要件とかありますけれども、事業の評価というのはしっかりとやるべきだと思っております、金額に関わらず。その評価をどう、先ほど委員がおっしゃったように、論点をどこにもっていくのかというのがありますけれども、私の個人的な意見で、この助成とか補助事業の中では、評価がですね、割とあいまい。採択してしまえば、それなりの流れになってしまうというのがありますから、ぜひですね、そのようなことをやってください。私の経験上から言うと、経済産業省の補助金を貰った場合は、3 年間継続して評価を出したという経緯があります。その段階で達成にはなりませんでしたがペナルティはありませんでした。ただ、そういう評価はしっかりと出しておりました。参考にさせていただければ。

事務局： いわゆる事後評価ということかと思ひますけれども、その辺もしっかりと検討して可能な限りできるように制度設計をしていきたいと考えております。

会長： その他、何かありますでしょうか。ないようであれば、最後に本日の案件全体で、改めての質問・意見や言い忘れたことはございませんでしょうか。

ないようですので、以上で本日の案件を終了いたします。

次第 4 その他

会長： それでは、その他に入ります。事務局からお知らせがあるようですので、説明をお願いします。

〔事務局から次回に向けてのお知らせ〕

会 長： その他、どなたか御発言はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは以上で議事を終了し、進行を司会にお返しいたします。
皆様、御協力ありがとうございました。

次第5 閉会

事務局： それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。
本日は、どうもありがとうございました。